

令和4年度 事業報告

当機構の目的を達成するため、次に掲げる事業を行った。

1 評議員会・理事会開催状況

会議名	開催日	審議事項等の内容
令和4年度第1回臨時理事会	令和4年4月14日 書面による理事会	・令和4年度第1回臨時評議員会の書面開催及び提出議案
令和4年度第1回臨時評議員会	令和4年4月28日 書面による評議員会	・理事2名の選任
令和4年度第1回通常理事会	令和4年6月1日 会場： ソラリア西鉄ホテル福岡	・令和3年度事業報告 ・令和3年度財務諸表等 ・令和4年度第1回定時評議員会の招集及び提出議案 ・職務執行状況報告
令和4年度定時評議員会	令和4年6月30日 会場： 西鉄グランドホテル	・令和3年度財務諸表等 ・理事1名の選任 ・令和3年度事業報告
令和4年度第2回臨時理事会	令和4年7月14日 書面による理事会	・副理事長1名の選任
令和4年度第3回臨時理事会	令和4年9月15日 書面による理事会	・令和4年度第2回臨時評議員会の書面開催及び提出議案
令和4年度第2回臨時評議員会	令和4年9月29日 書面による評議員会	・理事1名の選任
令和4年度第4回臨時理事会	令和5年1月23日 書面による理事会	・令和4年度第3回臨時評議員会の書面開催及び提出議案
令和4年度第3回臨時評議員会	令和5年2月6日 書面による評議員会	・理事1名の選任
令和4年度第2回通常理事会	令和5年2月15日 会場： 西鉄グランドホテル	・公益財団法人九州大学学術研究都市推進機構 中期事業計画【2023年度～2025年度】 ・令和5年度事業計画 ・令和5年度収支予算 ・職務執行状況報告

※書面による理事会・評議員会の開催日は、決議書の作成日

2 事業の概要

(1) 学術研究に関する広報活動事業

① セミナーの開催、展示会への出展

i 「九州大学学術研究都市セミナーin東京2022」の開催

首都圏等における情報収集及び産学官連携、企業・研究機関の立地につながる企業訪問に有効であり、また九大学研都市のプレゼンス向上に資するため、セミナーを開催し、九州大学の研究シーズ、九大学研都市の施設・設備など最新の情報を広く発信した。

- ・テーマ：「総合知」で社会変革をけん引するイノベーション・エコシステム～持続可能な社会の発展と多様な幸せ (well-being) の実現を目指して～
- ・開催日：令和4年11月29日
- ・場所：JPタワー ホール&カンファレンス (Web同時開催)
- ・参加者：会場83名、Web150名、計233名

ii 九州大学施設見学会 (オープンイノベーションワークショップ併催) の開催

九州大学及び九大学研都市の現状について地元企業の理解促進による支援の継続と九大を地域資源とした視察と周辺観光との新たな可能性についての調査検討を目的に九州大学学内施設の見学会を開催した。

- ・開催日：令和4年11月10日
- ・場所：九州大学学内施設
 - ・稲盛記念会館 (エネルギー教育研究機構)、水素ステーション
 - ・中央図書館、カイクバイオ研究施設
- ・参加者：31名 (地元企業、マスコミ、旅行会社他)

iii 各種展示会への出展

○「nano tech 2023」国際ナノテクノロジー総合展・技術会議

国内外から多数のナノテクノロジー関連企業が参加する世界最大のナノテクノロジー展に、九州大学オープンイノベーションプラットフォーム、有機光エレクトロニクス実用化センター、九州先端科学技術研究所、株式会社 KOALA Tech と共同出展し、研究成果の紹介を行った。

- ・開催日：令和5年2月1日～3日
- ・場所：東京ビッグサイト 東1・2ホール、会議棟
- ・参加者：31, 137名、名刺交換数97名

○「FC EXPO 2023」国際水素・燃料電池展

水素・燃料電池の研究開発、製造に必要なあらゆる技術、部品・材料、装置、及び燃料電池システムが一堂に出展する世界最大の国際展示会で、「福岡県水素グリーン成長戦略会議」と共同出展し、産学連携のきっかけづくりを行った。

- ・開催日：令和5年3月15日～17日
- ・場所：東京ビッグサイト 東1ホール
- ・参加者：65, 196名、名刺交換数86名

② 情報の総合窓口（プラットフォーム）化

i ICTを活用した情報発信の強化

九大学研都市の整備状況等、認知度向上のための、VRを活用したPR動画作成等、ホームページ及びSNSでの情報発信強化を図った。

ii メールマガジンの発行

当機構の活動並びに関係機関・団体等の情報をタイムリーに当機構の会員に対して発信した。（発信回数22回、令和4年度末会員登録数 約2,300件）

③ 国省庁等への要望活動

i 国省庁への要望活動

令和4年8月2日、関係省庁（文部科学省、国土交通省の2省庁8関係課等）に対し、九大学研都市の現状説明及び九大学研都市構想の推進に必要な事項に関する要望活動を実施した。

ii 地元選出国會議員への協力要請

令和4年8月2日地元選出国會議員を訪問し、九大学研都市の現状説明及び九大学研都市構想の推進への協力を要請した。

④ その他の広報活動

i パンフレット等の発行

九大学研都市の新たなフェーズを踏まえて、パンフレット等広報物の内容の充実を図った。

ii デジタルサイネージの活用

JR九大学研都市駅に、情報発信ツールとしてモニターテレビを設置し、九大学研都市や九州大学の情報など、様々なコンテンツ情報を発信した。

(2) 産学官の共同研究による研究開発支援事業

① 分析クラスター形成プロジェクトの推進

i 「分析化学講習会」の開催支援

ii 九大学研都市内の分析機器の活用を図る「分析NEXT」支援

iii 「一般財団法人化学物質評価研究機構寄付講座」の開催支援（共催）

iv 施設入居者の発掘

v 「先端電子顕微鏡フォーラム」の運営

九州大学超顕微解析研究センターと連携して、九州大学保有の電子顕微鏡を民間企業に開放するセミナーの開催及び勧誘活動を実施した。

会員企業数は令和4年度1社の新規加入により、現在8社となっている。

ナノテク産業化基盤技術の有効活用及び高度化と融合を目指した「先端電子顕微

鏡フォーラム研究・技術懇談会」を開催した。

- ・テ ー マ：「マテリアル研究の新展開～先端機器の共用とデータの利活用～」
- ・開 催 日：令和5年2月28日
- ・場 所：九州大学伊都キャンパス ゲストハウス1F会議場
- ・参 加 者：57名

② 最先端研究プロジェクトの支援

九大学研都市の研究開発拠点形成、企業立地促進に向け、九州大学オープンイノベーションプラットフォームや最先端有機光エレクトロニクス研究センター（OPER A）等の活動を支援した。

i 「九州大学オープンイノベーションワークショップ」の共催

- ・開 催 日：令和4年11月10日
- ・場 所：九州大学椎木講堂
- ・参 加 者：会場205名

ii 「第18回有機光エレクトロニクス産業化研究会」の開催

- ・テ ー マ：「クロスリアリティ（XR）関連技術の最前線～有機EL技術活用の可能性を探る～」
- ・開 催 日：令和5年1月17日
- ・場 所：Web開催
- ・参 加 者：91名

iii 「九州脱炭素化研究会 with Q-PIT 準備セミナー」の開催

- ・開 催 日：令和5年3月23日
- ・場 所：JR博多シティ10階大会議室
- ・参 加 者：会場43名、Web74名、計117名

③ 九大理農系分野に対する最先端研究プロジェクト推進支援

i 農林水産業コンソーシアム創設事業

農林水産物の輸出拡大を目的に活動を展開している「農林水産物の輸出促進研究開発プラットフォーム@九州・沖縄」において、運営事務局として会員拡大に向けた企業訪問や会員交流、コンソーシアム創設に向けた企画運営を行った。会員拡大に向けたプロモーション活動により新規会員として22社・団体が入会した。（令和4年度会員数74社・団体）

ii 「第2回公開シンポジウム」の開催

- ・テ ー マ：「和牛輸出に関する現状と課題～多様化する市場ニーズと和牛の輸出拡大～」
- ・開 催 日：令和4年10月24日
- ・場 所：西鉄グランドホテル（Web同時開催）
- ・参 加 者：会場41名、Web55名、計96名

④ 九大研究シーズ発表会

九州大学オープンイノベーションプラットフォームと共催し、九州大学の研究開発シーズに関するセミナーを開催した。

「九州大学ライフサイエンスセミナー」の開催

- ・テーマ：「難治性がんに対する次世代治療法開発の最前線」
- ・開催日：令和4年6月24日
- ・場所：日本橋ライフサイエンスビルディング
- ・参加者：会場19名

⑤ 九大学研都市起業・事業化支援

九州大学の研究シーズを活かした大学発ベンチャーを支援し、研究成果の社会還元と地域発イノベーションの創出を促進するため、研究者、起業家及び企業者とのマッチングセミナーを開催するとともに、関係者のネットワーク構築を行った。

i 九州大学発スタートアップマッチングセミナー「研究成果が創る新たな価値」の開催

- ・開催日：令和4年9月28日
- ・場所：日本橋ライフサイエンスビル
- ・参加者：60名
- ・個別相談：16件

ii 九大ギャップファンド採択者と企業等とのマッチング

九州大学の研究成果（知的財産）に基づく大学発ベンチャー採択案件に対し、6件のマッチングを実施した。

⑥ 九大学研都市を実証フィールドとする研究プロジェクト

研究プロジェクトの導入に際しての九大学研都市の課題、九州大学の研究者が対応可能な新たな産学官共同研究テーマを探索するため、企業・研究者への訪問、学術講演会・セミナーへの参加等による情報収集を行った。

(3) 産学連携交流支援事業

① 国際的な学術文化都市にふさわしいまちづくりの促進

まちづくりの連携基盤の構築の取組みを充実させるため、まちづくりに対する機運の醸成を目的としたセミナーを開催した。

i 「アーバンデザイン会議九大（UDCQ）」の開催（まちづくりスクール併催）

- ・開催日：令和4年9月29日
- ・場所：九州大学伊都キャンパス日本ジョナサン・KS・チョイ文化館
- ・テーマ：

UDCQ コロナ禍の経験を踏まえたまちづくりについて
「この2年半で変わった事とこれからの事」

まちづくりスクール

「九大新町研究開発次世代拠点について」

・参加者：46名

ii 「第13回 九大学研都市・外国人にも住みやすい環境整備推進会議」の開催
国際化支援団体及び産学官での九大学研都市国際化に関する会議を開催した。
(令和5年3月16日 Web)

iii 九大学研都市交通手段等検討会の開催

産学官での学研都市交通体系の強化に関する会議の開催 (令和5年3月10日)

iv 地域交流イベントの開催

「いとにぎわい祭り」

・開催日：令和4年9月25日

・場所：西部交流センター (さいとぴあ)、イオン福岡伊都店

・来場者：約2000名

コロナ禍を考慮し規模縮小にて3年ぶりに開催した。学研都市づくりへの関心をさらに高め、学研都市づくりの連携の強化を図った。

v 「九州大学留学生限定 地元企業研究・交流会 (オンライン)」の開催

・開催日：令和4年8月24日

・場所：Web

・留学生：18名

・企業等：7社

② 九大学術研究・産学官連携本部、その他関係機関との連携強化

九州大学学術研究・産学官連携本部 (主に九州大学オープンイノベーションプラットフォーム) と経常的に情報交換するとともに、連携してセミナー開催等の事業を実施した。

(4) 研究機関等の立地支援事業

① リサーチパーク等への研究所立地支援、産学連携施設への入居者誘致

既に立地する「水素エネルギー製品研究試験センター (HyTReC)」、「最先端有機光エレクトロニクス研究センター (OPERA)」、「有機光エレクトロニクス実用化開発センター (i³-OPERA)」、「三次元半導体研究センター・社会システム実証センター」等を利活用する可能性が高い企業、展示会・セミナー等の参加企業及び九州大学との共同研究に関心がある企業を中心に訪問活動 (うちWEB面談：15社) を行った。

本事業で関与した企業・機関のうち8社について、九州大学との共同研究、施設利用の開始等につなげることができた。

<訪問先> 合計124社・機関 (うちWeb面談：15社)

水素関連：2社、ナノテク関連：15社、アグリ・バイオ関連：24社、

半導体関連：3社、次世代モビリティ：1社、エネルギー関連：15社、

社会システム・ICT：6社、ライフサイエンス関連：6社、
銀行・投資関連：6社、その他：34社、公的機関：12機関

② 企業の要望に応じた視察対応

九大学研都市や九大シーズに関心を寄せた企業等に対し、要望に応じて個別に立地用地や九大シーズ、利用可能な設備、九大学研都市に立地した研究所・産学連携施設の現地案内・マッチングを行った。

- ・視察実施回数13回（12企業・団体：36名）
- ・ビジネスマッチング18回（16企業・団体：48名）

③ 学術研究都市に必要な機能の立地支援

九州大学の職員・学生、地域住民・事業者等と連携したプロジェクトチームを構築し、九州大学伊都キャンパスに隣接する施設の一角に、大学と地域の交流や情報発信・情報交換ができるフリースペース「元岡オープンサロン」の運営により、実証事業を実施した。

実証事業期間

令和4年4月9日から同5年2月13日（延べ利用人数589人）

(5) 組織運営

九州大学学術研究都市企画会議・情報会議の開催

福岡県、福岡市、糸島市、九州大学、九州経済連合会の九大学研都市づくり担当者による重要事項の審議、情報の共有等を行うための会議を4回開催した。

事業報告の附属明細書

令和4年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書の「事業報告の内容を補足する重要な事項」はありません。

公益財団法人九州大学学術研究都市推進機構
理事長 貫 正 義

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則
(平成十九年四月二十日法務省令第二十八号)

第四款 事業報告

第三十四条 法第二百二十三条第二項の規定により作成すべき事業報告及びその附属明細書については、この条の定めるところによる。ただし、他の法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2 事業報告は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。

一 当該一般社団法人の状況に関する重要な事項（計算書類及びその附属明細書の内容となる事項を除く。）

二 法第七十六条第三項第三号及び第九十条第四項第五号に規定する体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要

3 事業報告の附属明細書は、事業報告の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。